

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧対策

第1節 被災者の生活援護

被災者の自力復旧と復興を支援するために用意されている各種の支援制度については、災害時には申請受付に関する広報を行い、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。(ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。)

また、区本部長は臨時区民相談室を継続して設置し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金の支給等

(1) 区本部長は、被災者等に主に次の弔慰金等の支給等を行います。

名 称	対象者		種別
災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等 に関する法律、条例)	遺族	生計維持者が死亡した場合	支給(500万円)
		その他の者が死亡した場合	支給(250万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等 に関する法律、条例)	精神又は身体 に著しい障害 を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場合	支給(250万円)
		その他の者が重度の障害を受けた場合	支給(125万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援 法)	<ul style="list-style-type: none">・住宅が全壊した世帯・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体）・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）		基礎支援金(50万～100万円) と、 加算支援金(25万～200万円) の合計額を支給
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等 に関する法律、条例)	世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合		貸付 (150万円～350万円を限度)
	住宅の半壊、全壊、全体の滅失や流失または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外)		貸付(150万円を限度)

<p>横浜市災害見舞金・ 弔慰金 (横浜市災害見舞金・ 弔慰金交付要綱)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住家に被害を受けた方、ご遺族又は重傷者 ・市内で事業を営む方で、事業を営む部分に被害を受けた方 <p>※弔慰金に関しては災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合は対象外</p>	<p>支給 (1万～10万円)</p>
--	---	-------------------------

(2) 義援金の配分は、健康福祉局長が開催する「義援金募集配分委員会」が決定する義援金配分基準・方法に基づき、区本部長が指定する場所で迅速かつ適正に配分します。

3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、条例・規則等に基づき、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書、市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

＜市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等＞

- | |
|-----------------------------------|
| 1 個人市民税（県民税を含む。）の減免 |
| 2 固定資産税及び都市計画税の減免 |
| 3 市税の延滞金の減免 |
| 4 市税の納期限の延長 |
| 5 市税の徴収猶予 |
| 6 国税の特別措置 |
| 7 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等 |
| 8 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例 |
| 9 児童福祉施設措置費の減免 |
| 10 保育所の保育料の減免 |
| 11 老人ホーム入所に伴う費用徴収 |
| 12 水道料金等の免除 |
| 13 公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。） |
| 14 一般廃棄物処理手数料の減免 |
| 15 市営住宅使用料の減免 |
| 16 放送受信料の免除 |
| 17 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料 |

第2節 被災者の住宅確保、応急修理等

1 応急仮設住宅の供与

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理等を行い、住生活の早期回復と安定を図ります。応急仮設住宅の供与方法は、建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅によるものとします。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、国等からの要請により、応急仮設住宅の適用を受け、目的外使用として供与するものとします。

(1) 執行体制

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅

「推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設型応急住宅候補用地の状況確認、広報、入居者申込受付募集と選定、建設型応急住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

2 入居基準等

(1) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力で住宅を確保できない者等

(2) 入居者の選定等

ア 建設型応急住宅：高齢者、障害者、妊娠婦等の災害時要援護者およびその他の世帯における優先順位を設定します。また、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

イ 賃貸型応急住宅：被災者自らが探すことを原則とします。必要に応じて、物件を自ら探せない被災者（要配慮者世帯）等に対して、市がマッチングを行います。

ウ 公共住宅等の一時提供住宅：対象施設の所管部署の基準によるものとします。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮します。

4 住宅の応急修理・障害物の除去

区本部長は、住宅の応急修理（障害物の除去）申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。建築局長は、住宅応急修理（障害物の除去）申込書を整理集計した後、応急修理・障害物の除去に係る工事等の依頼、委託契約等の締結、支払い等を実施します。

(1) 対象者

ア 住宅の応急修理

(ア) 災害によって住家が半壊（半焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者

イ 住宅の障害物の除去

災害によって住家が半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者

(2) 内容

ア 住宅の応急修理

(ア) 修理範囲：居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限度の部分

(イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。

(ウ) 修理期間：原則として、災害発生の日から1箇月以内に完了する。

イ 障害物の除去

- (ア) 除去範囲：居室、台所、玄関、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分等
- (イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。
- (ウ) 除去期間：原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。

第3節 災害がれき、津波堆積物等の処理

災害によって損壊した建物等の解体、解体廃棄物及び津波堆積物（以下「解体廃棄物等」という。）の処理は所有者又は敷地管理者が行います。ただし、解体廃棄物等の処理が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱（平成19年4月2日付環廢対発第070402002号、以下「要綱」という。）の適用を受ける事業となる場合は、要綱に従い本市が処理を行うことができます。

1 解体廃棄物等の処理計画の策定

区本部は被災状況等の各種情報の収集を行い、市本部に報告を行います。それら各種情報から、市内の解体廃棄物発生量を推計し家庭ごみ等の処理計画を踏まえて、資源循環局は災害廃棄物処理実行計画を策定します。

2 本市による処理

本市が処理を行う解体作業及び収集運搬・処理処分について、区本部は申請窓口の設置、受付を行い、提出された申請に基づき損壊した建物等の解体及び処理を行います。なお、本市による処理は、人命救助や道路啓開あるいは二次災害が発生する恐れがあるなど、緊急を要するものを最優先します。

第2章 被害認定調査と罹災証明書

区役所及び消防署は、災害対策基本法第90条の2に基づき、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書を交付します。

1 被害認定調査と罹災証明書交付の分担

区分	被害認定調査担当部署	罹災証明書交付部署
火災以外の被害	区被害調査班	区諸証明班
火災・消火損		消防地区本部（情報収集班）

2 被害認定調査

(1) 被害認定調査

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

調査の判定結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、公平かつ公正な調査を実施します。

(2) 被害認定調査業務の分担

	担当部署	業務内容
火災以外の被害	財政局政務班	<ul style="list-style-type: none">・被害認定調査に関する全市的な調整・市の被害認定調査方針等の決定及び広報・各区被害認定調査班、建築調査班との連絡調整窓口・各区の被害認定調査実施状況の把握・平常時における研修実施
	区被害調査班	<ul style="list-style-type: none">・被害状況の調査に関すること・区の調査方針の決定・調査体制の決定・広報・被害認定調査（第1次、2次調査）の実施・判定結果の集計と報告・被害認定調査に関する窓口
火災・消火損	消防地区本部	

3 罹災証明書の交付

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。被災者から申請があった場合は、「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」に基づき、交付します。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行います。

震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象とします。

金沢区においても、各分野別の復興に係る計画に基づく復興施策について、所管局・統括本部との連携を図りながら、推進することとします。